

## 徳島県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 都市計画の種類

徳島東部都市計画道路

2 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課まちづくり室